

(対象学生)

第3条 給付対象は、本学学生で、原則最短修業年限（休学期間を除く）で卒業又は修了が見込まれる者とする。

(助成対象期間)

第4条 助成対象期間は、教育ローンを借用した年度分から最短修業学年までの間で、金利を支払った期間とする。ただし、休学期間及び留年年度は支給しない。

(助成金額)

第5条 助成金額は、当年度に支払った金利のうち、借用年度の在籍料、授業料及び施設設備費に相当する借入累計金額の金利分に対し、奨学金として支給する。ただし、1年間の上限を5万円とする。

(指定金融機関)

第6条 指定金融機関は、別に定める。

(手続き)

第7条 受給希望者は、当年度2月末日までに所定の申請書、本人又は保証人口座の振込口座届及び支払いを証明する書類を添付の上、学生部へ申請する。未払いの月分の金利については、支払い済月を参考とし支払い予定金額を記入の上申請するものとする。

(奨学生の決定)

第8条 奨学生は、学生委員会の議を経て学長が決定する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、学生部と財務部で協議のうえ、学長が行う。

(担当部課)

第10条 この規程の改正に係る事務は、学生部が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月14日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

学習院女子大学海外留学奨学金の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、海外に留学する学習院女子大学（大学院を含む。以下本学という。）の学生に対して、その勉学を奨励するために設ける奨学金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「留学」とは、本学学則第36条及び本学大学院学則第25条に定める場合をいう。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に定める資格を具備していなければならない。

- 一 本学の正規の課程に在籍する者
- 二 海外の大学、大学院その他の教育研究機関に留学が決定している者

(奨学金の支給額)

第4条 奨学金の支給額は、1人あたり50万円以内とし、一括して支給する。

(奨学生の人数)

第5条 奨学生の人数は、別に定める。

(奨学生の募集及び選考)

第6条 奨学生の募集に関する事務は、国際交流推進センターが行う。

2 奨学金の支給を申請する者は、別に定める期日までに、所定の出願書類を国際交流推進センターに提出しなければならない。

3 奨学生の選考は、書類審査及び面接試験により、国際交流推進委員会が行う。

4 学長は、国際交流推進委員会の選考に基づき、奨学生を決定する。

(決定の通知)

第7条 国際交流推進委員会は、奨学生を決定したときは、本人に通知する。

(奨学生の資格取消し)

第8条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、国際交流推進委員会の議を経て、当該奨学生の資格を取り消し、給付済の奨学金の全額又は一部を返還させることができる。

一 申請書に虚偽の記載があったとき。

二 その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(改正)

第9条 この規程の改正は、国際交流推進委員会の発議に基づき、教授会の議を経て学長が行う。

(施行)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

学習院女子大学協定留学生奨学金の支給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学習院女子大学に在学する協定留学生（大学院を含む。）に対し、その勉学を奨励するために設ける奨学金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「協定留学生」とは、学習院女子大学学則第41条第1項第1号及び学習院女子大学大学院学則第37条第1項に定める者をいう。

(奨学金の支給額)

第3条 奨学金の支給額は、1人あたり50万円以内とし、一括して支給する。

(奨学生の人数)

第4条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）の人数は、毎年度若干名とする。

(奨学生の選考)

第5条 奨学生の選考は、書類審査により国際交流推進委員会が行う。